

厚生労働大臣指定講座
教育訓練給付制度

講習料金の

20% 助成



黒部自動車学校では『**給付金制度**』を利用して免許が取得できます!!

教育訓練給付制度とは雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に**支払った受講料の20%（上限10万円）**がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

一般教育訓練給付指定講座	受講資格者免許条件
1 大型免許	中型免許所持の方
2 準中型免許（5t限定解除）	準中型（5t限定免許所持の方）
3 けん引免許	普通・準中型・準中型（5t限定）・中型・中型（8t限定） 大型免許所持の方

■給付金対象者

雇用保険に3年以上加入の方は現在職に就いている方も、離職された方も利用できます。離職された方は離職日の翌日から受講開始日までが1年以内の方も対象です。

※ 妊娠、出産、育児や疾病等の理由で受講できない場合は延長があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ね下さい。

利用者	条件
初めて利用する方	受講開始日の時点で雇用保険に加入期間が通算1年以上の方
以前利用した方	前回利用時から受講開始日に雇用保険の加入期間が通算3年以上の方

教育訓練給付制度の流れ



黒部自動車学校



0120-645-115

